

令和4年第1回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月12日(水) 午後2時03分から午後2時25分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員 (13人)

	1番	坂	政	和
	2番	笹山	勝彦	
	3番	荒道	秀雄	
	4番	鹿原	仁	
	5番	堰合	とし	
	7番	浜谷	秀雄	
	8番	長根	義則	
	9番	久保	雅庸	
	10番	中城	司	
	11番	郷州	公典	
	12番	土橋	剛	
会長職務代理者	13番	横道	文男	
会長	14番	百目木	憲一	

4. 欠席委員 (1人)

6番 阿部 範彦

5. 出席農地利用最適化推進委員 (8人)

石鉢地区	森	正浩
金山沢地区	向井	成男
鳥屋部地区	堰合	繁
登切地区	清水頭	保孝
赤保内地区	桑原	英世
大蛇地区	上山	清治
道仏地区	糸坪	岩雄
小舟渡地区	平戸	三雄

6. 欠席推進委員 (1人)

田代地区 水合 達徳

6. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第1号 農地の現況に関する照会について
- 第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理  
について
- 第5 議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の  
転用許可について
- 第6 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

7. 農業委員会事務局職員

参事（事務局長）	引敷林	広	貴
総括主幹（事務局次長）	森	淳	
総括主幹	境	祥	子

## 8. 総会の概要

事務局	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 8 名です。農業委員の数が過半数に達していますので、令和 4 年第 1 回階上町農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議長	<p>日程第 1、「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。</p> <p>会議録署名委員は、議長において、11 番 郷州委員、12 番 土橋委員を指名します。</p> <p>日程第 2、「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>これより、議事に入ります。</p> <p>日程第 3、報告第 1 号「農地の現況に関する照会について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第 1 号について朗読いたします。</p> <p><u>1 ページ</u>をお願いいたします。【議案朗読】</p> <p>報告第 1 号の詳細についてご説明いたします。</p> <p>本件は、青森地方裁判所八戸支部より昭和 58 年 7 月 5 日付け農林水産構造改善局長通知に基づき、依頼の日から 2 週間以内に回答することとされておりますので、局長において報告したことについて、農業委員会へ報告するものです。</p> <p>番号 1 の詳細ですが、本農地は、亡氏相続財産の農地 3 筆でございます。1 については現在、分団の屯所が立っている場所で、昭和 61 年建設となります。公共施設については転用許可が不要となりますので農地法違反ではございません。非農地(宅地)と判断し、建設から 30 年程度経過しているため、現状復旧命令はしないとして回答したものです。2 及び 3 については田として活用されてきましたが、昨年の作付けは行われていません。作付けについては 1 年間遊休地となっ</p>

	<p>ているものの、遊休化してから時間もたっておらず農地 田として現況報告したものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番号1の担当地区堰合推進委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします</p>
委 員	<p>1月5日午後2時頃から、会長、鹿原委員、事務局長、事務局次長、私の5名で現地を確認したり致しました。詳細については事務局次長の説明の通りでございます。</p> <p>ご審議願います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>無いようですので、報告第1号「農地の現況に関する照会について」の件を終了します。</p> <p>次に日程第4、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」の件を議題とします。事務局より案件の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第2号について朗読いたします。</p> <p><u>2ページ</u>をお願いいたします。【議案朗読】</p> <p>報告第2号の詳細についてご説明いたします。</p> <p>番号1は賃借人が賃貸人より農地法第3条により賃貸借していた農地について、令和6年7月までの賃貸期間がありますが、賃貸人より他に利用したい旨の申し入れがあり、双方の合意に基づき解約することとしたので、農地法第18条第6項の規定による通知書を作成し、農業委員会に届け出があったものです。その受理したことについて、直近の農業委員会に報告するものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>無いようですので、報告第2号「農地法第18条第6項の規定によ</p>

	<p>る通知書の受理について」の件を終了します。</p> <p>次に日程第5、議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件を議題といたします。事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第1号について朗読いたします。</p> <p><u>3ページ</u>をお願いいたします。【議案朗読】</p> <p>議案第1号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、譲渡人の長男である譲受人が住宅を新築するにあたり、その用地を贈与するものです。自己所有地が他になく、譲渡人の住宅に隣接する本農地の一部を活用する以外に選択できない状況だったことなど、代替え地を検討しましたが、他に取得可能な用地が付近に無いこと等から妥当と考えるものです。贈与する農地の面積は310㎡、建築する建物の面積は108㎡で建ぺい率は、34.83%となるものです。農地への住宅建設要件である面積500㎡以内、建ぺい率20%以上に該当しているものです。また、本農地は主要な町道に接している土地で、周りには、山林や住宅地が多く、小集団の農地となっており、第2種農地に区分されることから、許可相当と判断するものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番号1の地区担当の平戸推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>1月5日午後2時30分から、百目木会長、事務局長、事務局次長、長根農業委員と、行政書士、私とで現地確認を行いました。対象地は町道にも接しており、建ぺい率も妥当なことから問題ないものと考えます。詳細は事務局次長の説明の通りでございますので審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>無いようですので採決します。議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>

委員	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件は承認します。
議長	次に日程第6、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。 事務局より案件の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号について朗読いたします。 <u>4ページ目、5ページ目</u> をご覧ください。【議案朗読】  議案第2号の詳細について説明いたします。 番号1は借受人が貸渡人から基盤法を用い賃貸借により借用し、たばこの作付けを行ってきましてけれども、期間満了に伴い基盤法から中間管理機構を活用したものに切り替えて5年間の契約をするものです。これまでも善良な管理の下、生産を行っていることから農地法第3条第2項の各号も規定には該当せず、許可相当とするものです。 番号2は借受人が祖母の貸渡人より中間管理機構を通じて農地を借り、ねぎの作付けを行うものです。借受人は今年度新規就農者として登録予定であり、今までも町内認定農業者の下、ねぎの管理、生産を行っていることから農地法第3条第2項各号の規定には該当せず、許可相当とするものです。 以上で朗読並びに説明を終わります。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。  無いようですので採決します。議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」の件は原案の通り決定し、階上町長へ回答します。  これにて本会議に付議された全案件が終了しました。 以上をもちまして、令和4年第1回階上町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局

修礼を行います。ご起立ください。  
礼。 直れ。

令和4年1月12日

議事録署名者 議長 百目木 憲一

11番 郷州 公典

12番 土橋 剛